

津高等学校いじめ防止基本方針

1. いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2. いじめの防止等に関する基本的な考え方

本校では、すべての生徒および教職員・保護者が「いじめほどの学校でも、どのクラスでも、どの生徒にも起こり得る」という認識を持ち、いじめ防止等のための対策を以下の基本理念の基に定める。

- (1) いじめ防止等のため、日頃から教育活動全体を通じて、豊かな心や道徳性、自律性を育む。
- (2) いじめは、被害側の生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるとの認識に立ち、「いじめを許さない」学校づくりに取り組む。
- (3) いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努め、被害側の生徒を守り通すとともに、加害側の生徒には適切かつ毅然とした指導を行う。
- (4) 学校内外を問わず、いじめ防止が図られるよう、学校・家庭・地域との連携協力に努める。

3. いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

校長、教頭、学年主任、生徒指導主任、保健主事、養護教諭、教育相談、教育相談専門員等の外部委員

*その他、必要に応じて、心理や福祉の専門家、医師、警察経験者などの外部専門家等を加えるものとする。

(2) いじめ防止委員会の役割

ア 津高等学校いじめ防止基本方針の策定と定期的な見直し、校内外への発信。

イ いじめ防止対策年間計画の策定と取り組み評価。

ウ 個人面談およびいじめアンケートの実施と結果集約。

エ いじめの認知および、解消に必要と考えられる調査や対応。

4. いじめ防止等の指導体制

- (1) 学校は、生徒のいじめの実態を把握し、いじめが行われにくい学校づくりに資するため、学期に1回以上のアンケート調査を行い、いじめ防止委員会に報告するとともに個別面談等の必要な対応を行う。
- (2) 学校は、教育相談専門員等の活用を図るとともに、機に応じた一斉個別面談をいじめ防止のための年間計画に位置付けて実施するなど、教育相談体制の確立に努める。
- (3) 学校は、電話相談窓口の周知を図り、いじめを訴えやすい体制を整える。

5. 未然防止および早期発見の取組

いじめ防止の観点から、学校教育活動全体を通じた多様な取組や、いじめアンケートなど早期発見のための取組、教職員の資質向上を図るための研修などを行い、保護者や地域への啓発および連携を図っていくため、年間計画を別に定める。

6. いじめ事案への対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合には、いじめ防止委員会を中核として情報の収集や集約、記録、情報共有、事実確認および認知をおこない、解消に向けて迅速に対応する。

7. 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

「重大事態」とは、

ア いじめにより本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときを指す。

具体的には、生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を負った場合、精神性の疾患を発症した場合などがあり、被害側の生徒の状況を見て、校長が判断する。

イ いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席をすることを余儀なくされている疑いがあると認めるときを指す。

「相当の期間」については、不登校の定義をふまえ、年間30日を目安とするが、一定期間連続して欠席しているような場合には、適切に調査を行ったうえで、校長が判断する。

ウ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したもとして、校長の判断のもと、適切に対応する。

(2) 重大事態への対応

校長が重大事態と判断した場合には、直ちに県教育委員会に報告するとともに、いじめ防止委員会を母体とした組織で調査を行い、事態の解決にあたる。

なお、事案によっては、県教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、事態の解決に向けて対応する。

8. その他留意事項

本方針については、学校や生徒の実情に合わせて定期的に見直しを行うほか、家庭や地域との連携を図るため、ホームページで公開し、学校関係者評価委員会やPTA総会、保護者会等あらゆる機会を利用して保護者や地域に情報発信を図るものとする。

また、見直しにあたっては、学校全体でいじめ防止に取り組むという観点や、学校・家庭・地域が連携していじめ防止に取り組んでいくという観点から、地域や保護者、生徒の意見を積極的に取り入れるように留意する。

年間指導計画

月	いじめ防止委員会	未然防止の取り組み	早期発見の取り組み
4月	学校いじめ基本方針の確認、周知 年間計画作成	登下校指導時の声掛け 校内巡視と声掛け 学年内情報交換	個人面談
5月		授業公開 生徒会による挨拶運動 情報モラル講義	
6月		中学校との情報交換	
7月	教育相談の情報集約、情報共有		保護者会
8月		学校見学会	
9月			いじめアンケート①
10月	いじめアンケート①の集約、分析 学年別情報交換会での情報共有 校内研修		個人面談
11月		中学校との情報交換	
12月			保護者会
1月	教育相談の情報集約、情報共有		いじめアンケート②
2月		中学校との情報交換	
3月	学校いじめ基本方針の見直し		